

9月は「障害者雇用支援月間」です

障害者の雇用促進・維持等に関する要請について

県内の民間企業における障害者雇用率（2.38%）が法定雇用率に達していない中で、今年7月から法定雇用率が2.7%に引き上げられました。企業では、法定雇用率の達成を目指すとともに、多様な人材が能力を発揮できる職場づくりを進めることが重要となっているため、国・県等が合同で経済団体へ要請活動を行います。

1 趣 旨

障害者雇用支援月間である9月、県と宮城労働局、仙台市、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部が連携し、県内の経済団体及び事業主に対する「障害者の雇用促進・維持等に関する要請」を行います。

ぜひ取材いただき、広く報道していただきますようお願いいたします。

2 要請項目

- (1) 障害者雇用の一層の促進
- (2) 障害者の職業能力の開発及び向上に関する措置の実施
- (3) 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供
- (4) 就職を希望する障害者の職場見学及び職場実習の受入れ並びに職場定着に向けた取組の推進
- (5) 法定雇用率未達成企業における法定雇用率の早期達成

3 要請方法

(1) 訪問要請

日時	訪問先	訪問予定者	場所
9月1日 (火) 14時00分	宮城県商工会議所連合会 副会長 五十嵐 信 常任幹事 高山 秀樹 仙台商工会議所 理事・事務局長 後藤 淳	宮城労働局長 松瀬 貴裕 宮城県経済商工観光部長 末永 仁一 仙台市健康福祉局次長 大森 武宏 独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構宮城支部長 石井 太郎	仙台市青葉区 本町2-16-12 仙台商工会議所 3階 貴賓室

※その他、一般社団法人宮城県中小企業家同友会、宮城県中小企業団体中央会、宮城県商工会連合会、一般社団法人宮城県経営者協会に対し、同様の要請を行います。

(2) 要請書送付

県内約2,300事業所に対し、郵送による要請を行います。

4 取材いただく際のお願い

電子メールにて社名、担当者、連絡先、テレビカメラの有無、人数を、宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班まで電子メールでお申し込みください。

(申込先メールアドレス：koyousu@pref.miyagi.lg.jp)

申込締切：令和8年8月27日(木)午後5時